

# 税理士等に対する税理士法に基づく調査環境が変わります！

- ① 懲戒処分を逃れることを抑止する観点から、税理士登録を抹消した元税理士に対する「懲戒処分を受けるべきであったことについての決定」が創設。
  - ② 税理士法に基づく質問検査権の行使対象者の範囲(税理士又は税理士法人)に元税理士が追加。
  - ③ 関係人又は官公署に対する協力要請制度が創設。
  - ④ 懲戒処分等について除斥期間(違反行為等後10年)が創設。
- ※上記の改正は令和5年4月1日以後に行われた税理士法違反行為等に対して適用。

## イメージ図

国税職員



税理士法第55条の質問検査権の行使<虚偽答弁等に罰則あり>

懲戒処分を受けるべきであったことについての決定【創設】

財務大臣は、元税理士において、税理士在職中に税理士法違反行為等がある場合には、懲戒処分と同様の手続により、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定(行政処分)をすることができる。

※ 上記決定を受けた場合には、その旨が官報公告されるほか、一定期間、税理士登録を受けることができないこととなります。



税理士・  
税理士法人



元税理士【追加】

懲戒処分等の除斥期間【創設】

懲戒処分等の除斥期間は、違反行為等が終了した時点から開始し、違反行為等ごとに判断します。

協力要請【創設】<虚偽答弁等に罰則なし>

【関係人】

官公署



取引先



税理士事務所の  
使用人等



顧問先等



元税理士に対する「懲戒処分を受けるべきであったことについての決定」は令和5年4月以後に行われた税理士法違反行為等から適用されますが、それまでに懲戒処分を逃れるために税理士登録を抹消した元税理士にあっても、懲戒処分を見据え国税当局でしっかりと管理・注視しています。



国税庁

(法人番号 7000012050002)